

平成 29 年 2 月 1 日

大型バスご利用者 様

佐倉市福祉部社会福祉課

佐倉市南部地域福祉センター

## 南部地域福祉センター大型バス利用方法の変更について

日頃より、地域福祉の推進にご理解をいただき、ありがとうございます。

さて、平成 24 年に発生した関越道における高速ツアーバスの事故を受けて、国土交通省は、貸切バスの利用料金に関し、新たな料金制度を採用し、平成 26 年 4 月から、料金制度は、「時間・距離併用制」に変更されました。近年、南部地域福祉センター大型バスの利用に際し、1 回あたりの運行距離が伸びている状況（注 1）があることから、バス会社から指定管理者に請求される利用料金が増大し、年度内 80 回のバスの運行が困難な状況となっております。

つきましては、ご利用者の皆様が公平に利用しつつ、年度内 80 回のバスの運行を維持するため、平成 29 年度運行分より、利用方法を下記のように変更いたしますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 変更点

|      | 変更前                | 変更後  |
|------|--------------------|--|
| 運行範囲 | 運行時間内（注 2）で走行できる範囲 | 運行時間内で、 <u>利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離が 200 キロメートル以内</u> |

（注 1）平成 27 年度平均運行距離 159.5 ㌔。平成 28 年度同 191.9 ㌔。（11 月末時点）

（注 2）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

〔制度に関するお問い合わせ〕 佐倉市福祉部社会福祉課地域福祉班  
電話 043-484-6135

〔お申込みに関するお問い合わせ〕 南部地域福祉センター A 棟  
電話 043-486-5151  
（休館日は月曜日、月曜日が祝日の場合はその翌日）